

第9回上越地域合併協議会会議録

日時：平成16年3月30日（火）

午後2時から

会場：上越市厚生南会館大ホール

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第1号の委員 (構成市町村の長)	上越市	上越市長	木浦正幸	
	安塚町	安塚町長	矢野学	
	浦川原村	浦川原村長	原恒博	
	大島村	大島村長	岩野虎治	
	牧村	牧村長	中川耕平	
	柿崎町	柿崎町長	榆井辰雄	
	大潟町	大潟町長	渡邊之夫	
	頸城村	頸城村長	関田武雄	
	吉川町	吉川町長	角張保	
	中郷村	中郷村長	吉田侃	
	板倉町	板倉町長	瀧澤純一	
	清里村	清里村長	梅澤正直	
	三和村	三和村長	高倉英雄	
	名立町	名立町長	塚田隆敏	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
		上越市議会副議長	田村恒夫	
		上越市議会総務常任委員長	早津輝雄	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
		安塚町議会副議長	松野惠	
		安塚町議会議員	志賀賢一	欠席
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武藤政義	
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石田敏一	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
		大島村議会議員	丸田伸一	
		大島村議会議員	早川与五郎	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
		牧村議会議員	宮本富男	
		牧村議会議員	太田修	欠席
	柿崎町	柿崎町議会議長	新澤明一	
		柿崎町議会副議長	平野誠市	
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議長	村山尚祥	
		大潟町議会合併問題特別委員会委員長	内山米六	
		大潟町議会議員	俵木達	

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸城村	頸城村議会議長	渡邊 威		
		頸城村議会副議長	井部辰男		
		頸城村議会議員	布施兵衛		
	吉川町	吉川町議会議長	八木 一郎		
		吉川町議会副議長	吉村 一博		
		吉川町議会議員	橋爪法一		
	中郷村	中郷村議会議長	山崎 新一		
		中郷村議会副議長	豊岡 眞一		
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒川 正尊		
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎		
		板倉町議会副議長	島田 武		
		板倉町議会議員	武藤和男		
	清里村	清里村議会議長	奥田堅太郎		
		清里村議会副議長	中村良平		
		清里村議会議員	保坂隆男		
	三和村	三和村議会議長	服部誠治郎		
		三和村議会副議長	松縄 教一		
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲垣 健一		
	名立町	名立町議会議長	塚田 正		
		名立町議会副議長	秦野兵司		
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎夫		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦		
		上越市町内会長連絡協議会会長	田中昭平		
		上越市連合婦人会会長	保坂いよ子		
	安塚町	安塚町商工会長	横尾 新一		
		安塚町区長代表	丸山辰五郎		
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北島 敬子		
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松 研		
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大滝 勉	欠席	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内山美恵子		
	大島村	大島村商工会会長	武田 一也		
		大島村区長代表	岩野 修二		
		大島村合併協議会委員	山岸 幸子		
	牧村	牧村住民会議準備会委員	金井 純		
		牧村住民会議準備会委員	飯田 一郎		
		牧村住民会議準備会委員	江口理恵子	欠席	
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木 康博		
		柿崎地区区長会長	佐藤 洋一		
		柿崎町農業委員	神岡八江子		
	大潟町	大潟町商工会会長	西田 行男		
		大潟町区長会代表	小池 吉則		
		大潟町教育委員	大浜 啓子		

区分	市町村名	役職名	氏名		
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の 者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるも の)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學		
		頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫		
		頸城村主任児童委員	松縄 武女		
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一		
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男		
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子		
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登		
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇		
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子		
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫		
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武		
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子		
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信		
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成		
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子	欠席	
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎		
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀		
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢		
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三		
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平		
		名立町市町村合併審議会委員	久保 埜朝子		
	共 通	上越教育大学副学長	小宮 三彌	欠席	
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成		
上越青年会議所直前理事長		山岸 孝博			
新潟県総合政策部市町村合併支援課長		中澤 清			
	新潟県上越地域振興事務所長	村山 秀幸			

議 題

1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 各種事務事業の取扱い(その8)
- 各種事務事業の取扱い(その9)
- 財産の取扱い
- 本庁及び支所の行政組織の取扱い
- 公社、第三セクター等の取扱い
- 町名・字名の取扱い
- 各種事務事業の取扱い(その10)
- 各種事務事業の取扱い(その11)

(2) 平成16年度上越地域合併協議会予算について

2 報告

(1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について

3 その他

午後 2 時 0 分 開会

○木浦正幸会長 皆様には、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。それでは、これより第 9 回上越地域合併協議会を開会させていただきます。

本日は、委員総数 103 名のうち 97 名の出席でございますので、協議会規約第 9 条第 4 項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第 3 条第 2 項の規定によりまして、浦川原村の武藤委員、大島村の丸田委員、それぞれ指名させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○

○木浦正幸会長 これより協議に入らせていただきますが、まず本日の協議事項につきまして説明させていただきます。協議次第をごらんいただきたいと思います。まずは、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項として、前回ご提案申し上げた各種事務事業の取扱い（その 8）（その 9）を採決したいと考えております。次に、本日ご提案する事項として、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項であります財産の取扱い、本庁及び支所の行政組織の取扱い、公社、第三セクター等の取扱い、町名・字名の取扱い、各種事務事業の取扱い（その 10）（その 11）について協議をいただきたいと思います。その次に、平成 16 年度上越地域合併協議会の予算につきましてご協議をいただきたいと思います。

次に、小委員会の調査、審議等の経過及び結果につきましてご報告をいただく予定になっております。本日報告が行われる小委員会につきましては、地域審議会及び地域自治組織、仮称でございますが、の取扱いに関する小委員会、そして新市の施策及び事業に関する小委員会、自治基本条例に関する小委員会の三つの小委員会でございます。それぞれの小委員長さんからご報告をいただきたいと思います。

なお、本日の協議会終了後、引き続き議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会を開催させていただきます。このことにつきましては、協議会終了後事務局が説明申し上げます。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い（その 8）

○木浦正幸会長 それでは、協議（1）構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち各種事務事業の取扱い（その 8）についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、各種事務事業の取扱い（その 8）についてご説明申し上げます。こちらにつきましては、前回の第 8 回の法定協議会資料、構成市町村の合併に関する協議書の 1 ページ、こちらをごらんいただきたいと思います。改めまして、合併協定書記載文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧（その 8）」1 ページの 9 件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その 8）」2 ページの 1 件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧（その 8）」3 ページの 1 件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い（その 8）につきましてご意見、ご質問等ございましたら挙手をもってお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い（その 8）につきまして採決させていただきます。
このことについて原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い（その 8）につきましては原案のとおり決しました。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
○ 各種事務事業の取扱い（その 9）

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い（その 9）についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 続きまして、先ほどの資料、協議書の 2 ページ、あわせて別冊の資料の 4 ページ以降、こちらをあわせてごらんください。今回提案の調整案は、それぞれの町村さんが独自に実施していらっしゃる 169 件の事務事業についてのものがございます。合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます。

別冊「各種事務事業の取扱い（その 9）」のとおりとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い（その 9）につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い（その 9）につきまして採決させていただきます。
このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い（その 9）につきましては原案のとおり決しました。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
○ 財産の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、本日の提案事項に入らせていただきます。

財産の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、先日お配りしました構成市町村の合併に関する協議書、こちらの 1 ページをごらんください。合併協定書記載文案を読み上げまして説明にかえさせていただきたいと思いません。

各町村の所有する財産は、すべて上越市に引き継ぐこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、財産の取扱いにつきましてご意見、ご質問等をお願いいたしますと思いますが、なおこの財産の取扱いにつきましては次回の第 10 回協議会でお諮りをさせていただく予定でございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、財産の取扱いにつきましての協議を閉じさせていただきます。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 本庁及び支所の行政組織の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、本庁及び支所の行政組織の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 先ほどの資料の今度は2ページをごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げさせていただきますして説明にかえさせていただきます。

1 本庁

(1) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び現在の上越市の区域に関する事務を所掌する。

(2) 本庁の組織は、部制とする。

2 支所

(1) 現在の各町村の区域を所管区域として支所を設置し、市民の利便性を確保するため行う事務及び所管区域の実情に応じて行う事務を分掌させる。

(2) 支所の所掌する事務を処理するため、支所に支所長を置く。

(3) 支所の組織は、各町村の現行の組織を参考としたグループ制とする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、本庁及び支所の行政組織の取扱いにつきましてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思いますが、なおこの本庁及び支所の行政組織の取扱いにつきましては次回の第10回協議会におきましてお諮りをさせていただき予定でございます。

それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、本庁及び支所の行政組織の取扱いについての協議を閉じさせていただきます。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 公社、第三セクター等の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、公社、第三セクター等の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 続きまして、3ページをごらんください。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

各町村の公社、第三セクター等は、上越市が引き継ぐこととする。

なお、合併後、毎年度経営状況等を点検し、健全化に向けて見直しを行うこととする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、公社、第三セクター等の取扱いにつきましてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思いますが、なおこの公社、第三セクター等の取扱いにつきましては次回の第10回協議会の場でお諮りをさせていただき予定でございます。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、公社、第三セクター等の取扱いについての協議を閉じさせていただきます。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 町名・字名の取扱い

○木浦正幸会長 続きまして、町名・字名の取扱いについてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 続きまして、4 ページの方を今度はごらんいただきたいと思います。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

町名・字名は、原則として現行どおりとする。

ただし、同一の町名・字名については、関係する市町村間の協議により調整することとする。また、各町村の町名・字名に現在の町村名を付することや、字名の「大字」を削除すること等については、各町村の意向を尊重し調整することとする。

その上で、新潟県議会の廃置分合の議決（合併の決定）までに決定し、総務大臣の告示の後に上越市議会において議決することとする。

なお、参考までに説明させていただきますが、1 行目の町名・字名は、原則として現行どおりとするという、こういう表現ぶりなんです。これは一般的にまず原則として合併に伴い、町名、字名を一から見直すということではなく、今ある町名、字名を原則として、そこからスタートするという意味合いで表記したものでございますので、お間違えないようによろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○木浦正幸会長 それでは、町名・字名の取扱いにつきましてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思っておりますけれども、なおこの町名・字名の取扱いにつきましても次回の第 10 回協議会の場でお諮りをさせていただきます予定でございます。それでは、町名・字名の取扱いにつきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、町名・字名の取扱いにつきましての協議を閉じさせていただきます。

○
1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その 10)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その 10)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、協議書の 5 ページ、あわせまして別冊の資料、こちらの方をごらんいただきたいと思います。今回提案の調整案は 11 件の事務事業についてでございます。こちらにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧(その 10)」1 ページの 7 件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その 10)」2 ページの 3 件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その 10)」3 ページの 1 件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

また、別冊資料の 13 ページから 15 ページ、こちらには今までと同様に法定協議会準備会で了承されました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針 238 項目の調整方針と異なる調整案となった事務事業をお示しております。このうち今回提案分について該当する事業は、まずは 13 ページの中ほどに白抜きで表記してございます紙おむつ助成事業、在宅介護手当給付事業、同じくもう少し下にございます白抜きで基本健診受診者のための結果説明会事業、一番下にございます乳幼児医療費助成事業、今度は 15 ページになりますが、一番下にございますごみ収集の有料化事業の 5 項目、5 件となっております。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その 10)につきましてご意見、ご質問等お願いいたしたいと思っておりますが、なおこの各種事務事業の取扱い(その 10)につきましては次回の第 10 回協

議会の場でお諮りをさせていただく予定でございます。それでは、この各種事務事業の取扱い(その10)につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしゅうござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようござひますので、各種事務事業の取扱い(その10)につきましての協議を閉じさせていただきます。

なお、次回の採決につきましては、今回提案の11件を一括でお諮りをさせていただきたいと思ひております。

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について
○ 各種事務事業の取扱い(その11)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その11)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願ひます。

○高橋克尚事務局長 それでは、今度は協議書の6ページ、あわせて別冊の資料の4ページ以降、こちらをござらんいたしたいと思ひます。今回提案の調整案は、176件の事務事業についてでございます。

なお、この事務事業の取扱い(その11)につきましては、それぞれの町村さんが独自で実施している事務事業でございます。それでは、合併協定書記載文案を読み上げて説明にかえさせていただきます。

別冊「各種事務事業の取扱い(その11)」のとおりとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その11)につきましてご意見、ご質問をお願いいたしたいと思ひますが、なおこの各種事務事業の取扱い(その11)につきましては次回の第10回協議会の場でお諮りをさせていただく予定でございます。

それでは、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしゅうござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようござひますので、各種事務事業の取扱い(その11)につきましての協議を閉じさせていただきます。

なお、次回の採決につきましては、今回提案の176件を一括でお諮りをさせていただきたいと思ひております。なお、個々の事務事業の調整の詳細につきましては、各市町村の合併担当者へお問い合わせをいただきたいと思ひております。

1 協議 (2) 平成16年度上越地域合併協議会予算について

○木浦正幸会長 続きまして、協議の2でございます。平成16年度上越地域合併協議会予算についてでございます。なお、予算につきましては本日ご了解をいただきたいと思ひておりますので、何とぞよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

事務局から説明願ひます。

○高橋克尚事務局長 それでは、2枚物の資料になってございます。表題が平成16年度上越地域合併協議会予算(案)こちらをござらんいたしたいと思ひます。

まず、16年度予算をご説明する前に一番最後に、一番裏側ですが、参考として平成15年度の上越地域合併協議会予算執行状況、こちらをござらんいたしたいと思ひます。これは、今現在の15年度の活動状況等々を踏まえまして執行状況を表にしたものでございます。上に書いてありますとおり収入金額、支出見込額ござひますが、約1,600万ほどの執行残があるという形になってございます。これは主な理由といたしまして、まず皆様方のご協力によりまして小委員会を法定協議会と分けて独立して実施するのではなく、おおむね法定協議会と同日に行うことによつて報償費等々の削減が図られたということと、予算上先進地視察等々を予定しておつたわけござひますが、これの執行がなかつ

たこと。あと、後ほどご説明ございますが、新市建設計画、こちらを年度中に印刷する予定で400万ほど計上していたわけですが、その執行残が出たこと。こちらにつきましては、改めて16年度予算の方に反映させていただきたいというふうに思っております。あと、大きなものとしては会場借上料でございますが、冬期間寒いということもありまして民間施設の借り上げも予定していたわけですが、公共施設の方で対応してまいりましたので、そういった形で執行残が出たという形になっております。これは、全体として皆様方のご協力を得まして、経費の削減を図ったことができたということでございます。

それで、先ほどの16年度の予算の方を今度は改めてごらんいただければと思います。今ほどの執行残、要は繰越金がおよそ1,600万ほど生じるということをお前提に予算を組まさせていただきました。額が大きいので、15年末で一度精算したらいかかというお話もあったわけですが、やはり継続的に協議会としては運営していく必要があることから、これにつきましては繰越金という形で引き継ぎさせていただきたいというふうに考えております。したがって、当初予定していました2,300万余に当たる部分の歳入に当たる部分として繰越金を1,600万ほど充てております。したがって、その差し引きでございます750万につきましては各市町村さんから負担金をいただくこととして考えております。それぞれの内訳は、下にございますそれぞれの団体さんからは合計欄にございますとおりの負担金をいただくということで予算を組んでおります。

2ページから3ページにかけてごらんいただきたいと思います。これは、支出の部でございます。まず、共済費でございますが、これは法定協議会の事務局の臨時職員さんの人件費等々でございます。保険料等々でございます。予算額としまして12万5,000円。

賃金は、その方の賃金でございます。

報償費につきましては、各委員さんの出席されたときの謝礼でございます、それが350万ちょっとでございます。

旅費につきましては、協議会の委員の皆様方の出席される際の費用弁償分、あわせて国、県との業務の打ち合わせ等々で103万7,000円を計上しております。

消耗品費につきましては、例えば紙代ですとか、トナー代ですとか、そういったもろもろのものがございまして、これで16万4,000円ほど計上させていただいております。

食糧費につきましては、今机の上に配付しておりますお茶等々でございます。これが8万1,000円ほど予定しております。

印刷製本費につきましては、写真の現像、協議会だよりの印刷、あとは合併協定の内容を周知するパンフレット、これは新規に来年度予定しております。それと、新市建設計画の印刷代、これが今年度分に引き継がれるということで、都合1,200万ほど計上させていただいております。

通信運搬費といたしまして、録音テープ等々の郵送費を9,000円ほど。

あと、保険料といたしまして、委員の皆様方の傷害保険料をかけてございまして、これが7万3,000円ほどでございます。

続きまして、委託料でございますが、会議録の原稿を作成していただくということで、あと合併協定調印式を予定しております。その看板の委託、あとは音響装置の借り上げ等々の運営委託、こちらで都合133万5,000円ほど予定しております。

手数料でございますが、各種振り込みの手数料、あとはクリーニング代等々で6万5,000円ほど予定していると。

使用料及び借上料で会場使用料、あとは事務機器、これは事務局で使用しております、例えば机ですとか、いすとか、そういうもののリース料でございます。あとは、事務所を上越市役所に置くわけですが、その分の実費費用分として都合360万ほどでございます。

あと、予備費で50万ほど計上しておりまして、歳出全体で2,358万2,000円ということでございます。

なお、協議会等々につきましては、そのページの右上の方にあるかと思いますが、一応今のところ

予定として合併協議会 3 回、協定締結、あとは最終的な協議会の閉会を含めまして 5 回ほど予定をさせていただいております。次に、右の方に小委員会開催で 5 委員会×2 回とありますが、これにつきましては現実的に三つほどですか、本日で報告をいただいて終了していただきますので、若干の残が出るかもしれませんが、一応予算計上段階ではまだ終わっていませんでしたので、5 委員会 2 回という形で一応予算上は組んでおります。

予算の説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○木浦正幸会長 ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願ひいたしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしゅうござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、平成 16 年度上越地域合併協議会予算につきましてお諮りをさせていただきます。このことにつきまして原案のとおりにすることに異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、平成 16 年度上越地域合併協議会予算につきましては原案のとおり決しました。

○

2 報告 (1) 小委員会の調査、審議等の経過及び結果について

○木浦正幸会長 次に、報告に入らせていただきます。小委員会の調査、審議等の経過及び結果についてでございます。

協議会に設置されております五つの小委員会のうち、地域審議会及び地域自治組織、仮称でございますが、の取扱いに関する小委員会、新市の施策及び事業に関する小委員会、自治基本条例に関する小委員会の三つの小委員会におきまして、このたび調査、審議等の結果がまとまりましたので、上越地域合併協議会小委員会規程第 8 条の規定によりまして、委員長さんから小委員会の調査、審議等の経過及び結果についてご報告を受けたいと思ひます。

まず、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会における審議等の経過及び結果についての報告を求めます。

大場委員長よりご報告をお願ひいたします。

○大場崇夫委員 頸城村の大場でございます。地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会の報告をさせていただきます。

お手元に 2 枚つづりの報告書が行っておると思うんですが、ちょっとごらんください。まず、1 番目ですが、調査、審議事項は地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いでございます。

2 番目、調査、審議の経過ですが、本委員会は 1 月 23 日から本日 3 月 30 日までの間に 6 回の会議を開催いたしました。会長のお手元には、報告書の原本にはそこで配付されたすべての資料と会議録を添付しています。なお、委員の皆さんのお手元の配付資料では省略させていただきました。

3 番目、調査、審議の結果についてでございますが、お配りしてある 2 枚目の地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いの一番下の方、アンダーライン引いてあると思ひますが、そこをごらんください。地域自治組織の部分ですが、地方自治法や合併特例法の改正案など国会に提出され、地域自治組織が現実になりつつあることから、地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討するという原案の合併後も含めという部分を廃置分合の申請の議決後にとし、地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、廃置分合の申請の議決後に、改正等の内容を考慮して検討する、と一部修正することとし、そのほかの部分については原案どおり全員一致でまとめることができました。

以上、報告いたします。

○木浦正幸会長 ありがとうございます。

大場委員長を初め地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会の皆様方におかれましては大変ご苦労さまでございました。

ただいま小委員会から原案を一部修正する内容で報告がございましたが、この扱いにつきましては後ほど私の方からお諮りをいたしたいと思っておりますので、まずはただいま報告いただいた内容につきましてご質問、ご意見等がございましたらお願いいたしたいと思っております。それでは、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、一部修正されたことのお取り扱いにつきましてお諮りをさせていただきます。この地域審議会及び地域自治組織（仮称）のお取り扱いについては次回の協議会で決定いたしたいと考えておりますが、ただいまの委員長からの報告は原案を一部修正するという内容でございます。私といたしましては小委員会の報告を尊重し、次回お諮りするときには地域自治組織に係る部分を修正いたしまして、その他は原案のとおりとさせていただきますという、ただいまの報告の内容を合併協定書記載文案としてお諮りをさせていただきますと考えております。この方法でいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、次回の協議会では地域審議会及び地域自治組織（仮称）のお取り扱いの合併協定書記載文案につきましてはこの小委員会報告のとおりとすることについてお諮りすることといたします。

続きまして、新市の施策及び事業に関する小委員会におきます調査、審議等の経過及び結果について報告を求めます。

村山委員長さんよりお願い申し上げたいと思っております。

○村山秀幸委員 上越地域振興事務所の村山でございます。新市の施策及び事業に関する小委員会の委員長を務めさせていただきました。29名の委員の皆様からは積極的なご意見をいただきながら、6回の委員会を通じてまとめた内容を報告させていただきます。

お手元に小委員会調査審議報告書ということをお届けしてあるかと思っております。1から3にわたる内容について、かいつまんでご報告申し上げます。なお、この報告の中で小委員会の資料、会議録の添付につきましては、相当の資料がございましたので、会長様の方にお届けしました。きょうは委員の皆様にお届けしてございませんが、お許し願いたいと思っております。

本委員会の調査、審議事項につきましては新市の施策及び事業ということで、新市の建設計画に関する具体的な事業を登載するという作業の選定を行ったところでございます。

調査、審議の経過でございますけれども、本委員会は1月の23日を初回として本日、3月の30日まで都合6回の委員会を開催し、積極的なご議論をいただいたところでございます。

第1回から第3回までにつきましては共通事業のご議論をいただきました。共通事業の原案をもとに審議をいただきまして、共通事業の整理の考え方、共通事業をどう位置づけるか、そういう内容について委員の皆様方の共通認識を得るという過程がございました。その後、各市町村の方にお返ししながら委員会において確認された共通事業に関する基本的な考え方、その考え方の整理に基づきまして共通事業の確認調査をそれぞれの市町村の方をお願いしたところでございます。

第4回の委員会におきましては、各市町村から再び提案がございました共通事業についての審議を行ったところでございますけれども、事業の選定の基準ですとか、考え方、審議の進め方等々にたくさんのご意見がございました。皆様からのご意見をまとめる中で、結果として委員会において審議する過程で選定基準を改めて設け、精査する中で、事務局の積極的な、精力的な作業の中で一定の原案を作成し、そして委員会の中でその提出を得た後ご審議をいただきました。

第5回、第6回、これは共通事業のみならず地域事業とも一括しながら今回、第6回についてはご協議をいただいたところでございまして、事務局から提案のありました原案を審議していただき、本日この報告に至ったところでございます。

調査、審議の結果につきましては、別紙お手元に届けてございます新市建設計画の登載事業という一覧表で総括してございますが、その基本的な資料になった参考資料はその後の方につけてございま

して、各市町村から出た事業、共通事業、地域事業、それから公営企業の関係の事業、そして県事業ということ網羅しながら、それをそれぞれの建設計画にのせるひな形として整理したものと報告させていただいたところでございます。各施策の区分ごとに内容を取りまとめてございます。ごらんいただければと思います。

簡単でございますが、新市の施策及び事業に関する小委員会の報告とさせていただきます。委員の皆様には大変お世話になりました。ありがとうございました。

○木浦正幸会長 大変ありがとうございました。村山委員長を初め新市の施策及び事業に関する小委員会の皆様方におかれましては大変ご苦労さまでございました。

新市建設計画につきましては、ただいまの報告をもとに県と協議するための協議会としての案が決定されていくこととなりますが、これについては後ほどご説明申し上げますので、まずはただいまのご報告につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

○保坂いよ子委員 済みません、今のご説明の中で産業や生活を支える情報というところなんですけれども、ここでケーブルテレビについての課題がたくさん出ておりますが、私もこれからの防災都市というようなことも考えたり、いろいろな情報をこの広い上越市になった場合には共有するにはケーブルテレビの利用がいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、これが全部の14市町村に行き渡っているのかどうか。それから、もし行き渡っていないとしたら、今後どういうふうにしてこれを整備していくのかということが大きな問題になるんじゃないかと思っておりますが、その点についてはいかがでございましょうか。

○木浦正幸会長 じゃ、事務局、お願いします。

○高橋克尚事務局長 今の現状だけ説明させていただきます。ここで挙げられておりますケーブルテレビの施設の整備事業、それぞれの団体さんで、ここに挙げられた事業というのは基本的に総合計画等々でそれぞれの団体さんで位置づけられた重要施策ということでいただいております。したがって、各自治体さんにおかれてはこのケーブルテレビの整備が必要だということでございます。問題は、新市全体としてどうかという問題かと思っております。これにつきましては別途あるタームで区切りまして、例えば5年なり何年かというタームで、全体としてケーブルテレビが必要かどうかということを見直させていただきたいというふうに思っております。その一つとしまして、三和さんで今ケーブルテレビの放送事業者という資格をお持ちになっておることになりますと、これを上越市が引き継ぐわけでございますから、上越市自体が放送事業者になるということでございます。そこの兼ね合いでケーブルテレビをどうしようかということで、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

○木浦正幸会長 それでは、ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、私の方から新市建設計画の案の決定方法につきまして少しご説明させていただきます。

新市建設計画の案につきましては、市町村建設計画の作成のため協議する事項として四つの事項を協議し、その積み重ねの上に作成することとなっております。そのうち1の計画策定の方針と、2の新市建設の基本方針は1月15日の第5回の協議会で既にご決定いただいております。これに基づきまして上越地域合併協議会準備会が作成をいたしました新しいまちのグランドデザインと新市における行財政運営指針をベースにいたしまして、事務局で本文の記述が進められてきたところでございます。

また、3番目の新市の施策及び事業につきましては、ただいまご報告がありました内容で次回の協議会でお諮りすることとさせていただきます。また、4の財政計画につきましては昨年12月24日の第4回協議会の場でご説明させていただいたとおり、このたび報告のありました事業をもとに事務局で具体的な財政計画を策定いたしまして、次回の協議会の場でお諮りをさせていただきたいと考えて

おります。そこで、県と協議するための新市建設計画の案の決定方法でございますが、次回の協議会では3の新市の施策及び事業と、4の財政計画を決定させていただいて、先ほど申し上げた本文とあわせて新市建設計画の案としてご提案をさせていただいて、一括でお諮りすることとさせていただきたいと思っておりますけれども、この方法でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、次回の協議会では3の新市の施策及び事業、4の財政計画とあわせて新市建設計画の案をお諮りさせていただくことといたします。

続きまして、自治基本条例に関する小委員会における調査、審議等の経過及び結果についての報告を求めます。

山岸委員長さんより報告お願いいたします。

○山岸孝博委員 それでは、社団法人上越青年会議所の山岸でございます。自治基本条例に関する小委員会のご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の方に小委員会の報告書ということで、別紙1枚を含めます2枚がお手元の方に届いているかというふうに思いますが、調査、審議事項につきましては自治基本条例についてということでございます。

調査、審議の経過といたしましては、1月15日から3月の26日まで計6回の小委員会を開催いたしました。うち1回は柏崎市の事例を行政の方と市民の代表の方ということで上越市の方へ来ていただきましてご報告をしていただいたり、勉強していただいたというふうなところでございます。なお、委員の皆様方には会議録、そしてその中の会議での添付資料につきましては省略をさせていただいております。よろしくをお願いいたします。

続きまして、3番の調査、審議の結果についてでございますが、別紙のとおりでございますが、時間の制約上、細かいところまでというふうなわけにはいきませんでした。大まかなところ、制定の目的について、そして自治基本条例の構成について、そして自治基本条例の制定のあり方についてということで、その三つについて主に決めさせていただきました。目的についてということで、合併後の新しい上越市においてというふうな形で、新しい市になって、新しい気持ちで、みんなが市民が認識を共有していくと、そんなような自治のあり方について制定するのが一番の目的ではないかということで共通の認識をさせていただいたというところでございます。詳しいところについては、そこにすべて記載をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○木浦正幸会長 ありがとうございます。山岸委員長を初め自治基本条例に関する小委員会の皆様方におかれましては大変ご苦労さまでございました。

ただいまの報告は協議会への提案という形になっておりますが、この取扱いにつきましては後ほど私の方からお諮りをさせていただきますので、まずはこの報告の内容そのものにつきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、この報告の取扱いでございますが、自治基本条例は他の合併協議と並行して協議する事項でございますが、合併協定書に記載されるものではございませんので、本来であれば小委員会の報告を受けて協議会で決定するというにはならないわけでございます。しかし、この協議事項につきましては、論点整理につきましては合併協議会においては全国の先進的な例などを参考にしながら、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について議論するというに加えて、引き続き上越市において制定に向けて取り組みを進めるとされておりまして、これを踏まえ、ただいまの報告では小委員会における議論が尊重されるよう上越市に要望することを提案するとされたところでございます。したがって、私といたしましては、この報告を受けまして、小委員会からの報告の内容をもって、協議会から上越市への提案することとしてはどうかと考えているところでございます。

委員の皆様にはお手元の報告書、2枚の別紙をごらんいただきたいと思います。その一番上の部

分は「自治基本条例に関する小委員会は」で文が始まっております。私といたしましては、この「小委員会」というところを「上越地域合併協議会」に変更させていただいて、上越地域合併協議会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。上越地域合併協議会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、上越地域合併協議会における議論が尊重されるよう、上越市に提案する、とさせていただいて、協議会として上越市に提案する内容にいたしたいと考えております。もう一度申し上げますと、上越地域合併協議会は、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について下記のとおり議論した。上越地域合併協議会としては、今後、上越市が自治基本条例を制定するに当たっては、上越地域合併協議会における議論が尊重されるよう、上越市に提案する、でございます。このような内容とすることにつきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、自治基本条例につきまして、この協議会における議論が尊重されるよう上越市に提案することにつきまして、先ほどの内容で次回の協議会でお諮りしたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、次回の協議会でお諮りすることといたします。

○

3 その他

○木浦正幸会長 最後に、その他の項でございますが、委員の皆様方から何かございましたらお願いいたしたいと思っております。

どうぞ。

○橋爪法一委員 吉川の橋爪です。二つお伺いしたいと思っております。

一つは会長に認識を問いたいんですが、先ほど16年度の予算の中で合併協議そのものを3回想定してございます。そういう中で今後の協議の見通し、これについてはどのような認識をお持ちなのか明らかにしていただきたい。

それから、もう一点、これは事務局にお尋ねしますが、先ほど三つの小委員会から報告がございました。これらの小委員会については、きょうのこの確認をもって解散ということになるのか。それとも、合併するまでずっと続くという形になるのか。そこら辺は、どういうふうにとらえたいのか説明をいただきたいと思っております。

以上です。

○木浦正幸会長 2点ご質問いただきましたけれども、協議会の今後の見通しということで、4月12日については次回皆さん方から予定をとっていただいておりますけれども、5月に1回、そしてその後もう一度ということで考えさせていただいておりますけれども、そういう協議を予定させていただいて、皆様方から議論していただいて、諮っていこうというふうにご覧いただいております。

続きまして、三つの小委員会について事務局からお願いします。

○野澤朗事務局次長 お答えいたします。

小委員会につきましては当然ながら規約、規程の中で進めているものでございます。したがって、協議会が指定した事項について調査、審議等を行うとする問題と、小委員会を設置するという問題に区分してお話をさせていただきますと、小委員会は設置をされたものでございまして、これが設置をなくすという規定は逆にございませんので、設置そのものは設置されたままという理解が一つはあるのかなということでございます。ただ、内容といたしましては協議会が指定した事項について調査、審議等を行うということでございますので、少なくとも今報告のありました三つについては今の報告を会に報告をしたことをもって調査、審議終了という理解でございます。そういうことから申し上げますと、設置という事実はございましてしょうけれども、調査、審議について協議会が今後指定を

しなければ、実際には開催というものは正式にはないということでこちらとしては理解をしておりますし、規約上はそういうことだというふうにご理解いただきたいと思います。

○木浦正幸会長 そのほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 事務局からその他の項で何かございますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、早速でございますが、次回の開催についてご連絡申し上げます。次回、第10回の協議会でございます。4月の12日、月曜日、午後2時から、会場につきましては上越市総合体育館、これは市役所のわきでございますが、こちらの方で開催いたしたいと考えております。今回は今回提案させていただいたもののほか、それぞれの小委員会から上がってきた議案、新たに新市建設計画の案についてご協議いただく形で予定しております。皆様方の予定を今のうちからよろしくお願ひしたいと思います。幹事会での協議、調整が整い次第資料を作成しまして送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

なお、引き続きましてこの協議会終了後でございますが、小委員会を開催したいというふうに思っております。小委員会としましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会でございます。場所につきましては2階の大会議室で行いますので、委員の皆様方は移動の方よろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

○木浦正幸会長 以上をもちまして第9回上越地域合併協議会を閉会とさせていただきます。ご協力大変ありがとうございました。引き続き小委員会の審議についてもご協力よろしくお願ひ申し上げます。

午後2時50分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

浦川原村議会総務文教常任委員長

大 島 村 議 会 議 員